○国土交通省告示第三百七十八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十一年十一月二十五日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年四月十五日　国土交通大臣　前原　誠司

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒G―2104	一酸化炭素等発散防止装置　ニッサン　ＤＢＡ―VQ25―７V36B	ニッサン　ＤＢＡ―＊＊V36	日産自動車株式会社　神奈川県横浜市神奈川区宝町２番地

○国土交通省告示第三百七十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十一年十一月二十五日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年四月十五日　国土交通大臣　前原　誠司

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒G―2110	一酸化炭素等発散防止装置　ダイハツ　ＤＢＡＫF―ＶＥ―９	ダイハツ　ＤＢＡ―Ｌ175Ｓ、ダイハツ　ＤＢＡ―Ｌ185Ｓ	ダイハツ工業株式会社　大阪府池田市ダイハツ町１番１号
㊒G―2111	一酸化炭素等発散防止装置　ダイハツ　ＣＢＡＫF―ＤＥＴ―７	ダイハツ　ＣＢＡ―Ｌ〃175Ｓ、ダイハツ　ＣＢＡ―Ｌ185Ｓ	〃
㊒G―2112	一酸化炭素等発散防止装置　ダイハツ　ＤＢＡＫF―ＶＥ―10	ダイハツ　ＤＢＡ―Ｌ〃375Ｓ	〃
㊒G―2113	一酸化炭素等発散防止装置　ダイハツ　ＣＢＡＫF―ＤＥＴ―８	ダイハツ　ＣＢＡ―Ｌ〃375Ｓ、ダイハツ　ＣＢＡ―Ｌ385Ｓ	〃
㊒G―2114	一酸化炭素等発散防止装置　ダイハツ　ＣＢＡＫF―ＶＥ―４	ダイハツ　ＣＢＡ―Ｌ〃385Ｓ	〃
㊒G―2115	一酸化炭素等発散防止装置　ダイハツ　ＤＢＡＫF―ＶＥ―８	ダイハツ　ＤＢＡ―Ｌ〃455Ｓ、スバル　ＤＢＡ―Ｌ455Ｆ	〃
㊒G―2116	一酸化炭素等発散防止装置　ダイハツ　ＣＢＡＫF―ＤＥＴ―６	ダイハツ　ＣＢＡ―Ｌ〃455Ｓ、ダイハツ　ＣＢＡ―Ｌ465Ｓ、スバル　ＣＢＡ―Ｌ455Ｆ、スバル　ＣＢＡ―Ｌ465Ｆ	〃
㊒G―2117	一酸化炭素等発散防止装置　ダイハツ　ＣＢＡＫF―ＶＥ―３	ダイハツ　ＣＢＡ―Ｌ〃465Ｓ、スバル　ＣＢＡ―Ｌ465Ｆ	〃

○国土交通省告示第三百八十号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十一年十一月二十日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年四月十五日　国土交通大臣　前原　誠司

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒ＧＳ―509	一酸化炭素等発散防止装置　シバウラ　Ｎ844―Ｄ	吸入負圧：3.0kPa　排気圧力：10.0kPa	株式会社ＩＨＩシバウラ　長野県松本市石芝１丁目１番１号

○国土交通省告示第三百八十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十一年十一月二十日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年四月十五日　国土交通大臣　前原　誠司

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒G―2107	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　ＤＢＡ―２ＺＲＦＡＥ６	トヨタ　ＤＢＡ―ＺＲＥ152Ｎ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地
㊒G―2108	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　ＤＢＡ―２ＺＲＦＡＥ７	トヨタ　ＤＢＡ―ＺＲＥ〃154Ｎ	〃

○国土交通省告示第三百八十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十一年十一月二十日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年四月十五日　国土交通大臣　前原　誠司

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒G―2109	一酸化炭素等発散防止装置　三菱　Ｍ―４Ｂ101ＤＢＡ	三菱　ＤＢＡ―ＣＹ３Ａ、三菱　ＤＢＡ―ＣＸ３Ａ	三菱自動車工業株式会社　東京都港区芝五丁目33番８号

○国土交通省告示第三百八十三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十一年十二月九日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年四月十五日　国土交通大臣　前原　誠司

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒G―2118	一酸化炭素等発散防止装置　マツダ　ＭＡ―ＧＨＬＦ―ＤＢＡ２	マツダ　ＤＢＡ―ＧＨＥＦＰ、マツダ　ＤＢＡ―ＧＨＥＦＷ	マツダ株式会社　広島県安芸郡府中町新地３番１号
㊒G―2119	一酸化炭素等発散防止装置　マツダ　ＭＡ―ＧＨＬ５―ＤＢＡ２	マツダ　ＤＢＡ―ＧＨ５〃ＦＰ、マツダ　ＤＢＡ―ＧＨ５ＦＳ、マツダ　ＤＢＡ―ＧＨ５ＦＷ	〃
㊒G―2120	一酸化炭素等発散防止装置　マツダ　ＭＡ―ＧＨＬ５―ＤＢＡ３	マツダ　ＤＢＡ―ＧＨ５〃ＡＰ、マツダ　ＤＢＡ―ＧＨ５ＡＳ、マツダ　ＤＢＡ―ＧＨ５ＡＷ	〃

○国土交通省告示第三百八十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十一年十二月九日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年四月十五日　国土交通大臣　前原　誠司

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒G―2121	一酸化炭素等発散防止装置　三菱　Ｍ―４Ｂ114ＤＢＡ	三菱　ＤＢＡ―ＣＶ４Ｗ、三菱　ＤＢＡ―ＣＷ４Ｗ	三菱自動車工業株式会社　東京都港区芝五丁目33番８号